

### 第3章 基本的な方向性

豊平川の水難事故は、急流河川としての特性や河川空間の利用形態に基づくものや、利用者の不注意、川に対しての知識不足等に由来しているものもあり、その発生を完全に抑制することは困難である。従って、安全性利用の向上のためには、発生を予防する視点、発生の際の被害を最小化する視点が重要であり、これに加えて、河川整備を行う際に、事故の発生を抑制する視点を加えていくことが必要と考えられる。また、地域連携の推進によって総合的に取り組むことが有効であると共に、着実な成果を上げるためには、河道状況の変化や利用形態の変化に併せて、柔軟に対応していくことが必要であり、継続的に取り組みを行うことも重要となる。

豊平川における安全利用対策については既の実施されている項目や実施までに時間を要するもの等様々である。これらを踏まえ、豊平川における安全利用への対策については、実施の容易な情報提供等のソフトプランを先行して実施し、ハード面にかかわる改善については、優先度を考慮しながら、段階的に対策を実施し安全面の向上を図ることが必要である。

以下に、豊平川における安全性向上に向けた考え方を基本方針として取りまとめる。

#### 安全対策の基本方針

##### ■安全性向上に向けた基本方針

- 水難事故が発生しないようにする ⇨ 予防対策
  1. 啓発
  2. 河川利用時の情報提供
- 水難事故が発生した場合にも、被害を最小限にする ⇨ 救難対策
  3. 救難支援施設・器具の設置
- 利用者の安全にも配慮した河川整備を行う ⇨ 河川管理
  4. 河川整備上の留意点

##### ■安全性向上に向けた検討・対策の進め方

- 豊平川を利用する地域の方々や関係機関と連携を図りながら進める ⇨ 地域連携
  5. 関係機関、地域連携による総合的な対策の実施

## 1. 啓発

水難事故を防止し、豊平川の安全な利用を進めるためには、豊平川の安全面に係る状況を常に把握し、その情報を蓄積しておくことが必要となる。また、これらの蓄積された情報をもとに、豊平川の利用者に対して、川での注意事項や、危険性のある箇所についての認識が広まるよう、あらゆる主体から、あらゆる機会を通じ、適切かつ効率的に情報提供し、啓発していくことが必要である。

## 2. 河川利用時の情報提供

注意喚起看板の設置により、河川利用者が、現地で活動する際に必要となる情報提供を行う。既に豊平川では、種々の看板が設置されているが、事故発生箇所を迅速に特定できる位置情報や、利用形態に応じた注意事項等、わかりやすさの向上を図り、適切な看板配置を行うことが必要である。

## 3. 救難支援施設、器具の設置

水難事故発生時の被害を最小化するためには、救難活動を迅速に行うことが必要である。関係機関及び有識者と連携し、豊平川の救難活動に係る情報共有を図るとともに、救難活動を行う際の補助施設を適切に設置することが必要である。

## 4. 河川整備上の留意点

安全な利用を図るためには、河道特性についても着目し、改善を図ることが有効である。川の中に近づきやすく、急に深みになっている箇所や、渦流が発生する床止<sup>\*7</sup>等、危険と考えられる場合には、適切な情報提供を行った上で、河道の状況や利用形態を踏まえて、対策を講じることが必要である。しかし、全ての危険箇所を解消することは不可能であるため、河川利用時の情報提供等の対策を先行して行うことが必要である。

## 5. 関係機関、地域との連携

豊平川における水難事故の被害を回避または軽減するためには、関係機関や地域と連携した総合的な対策として推進することが必要である。このため、地域住民によるパトロールや情報収集、利用者へのパンフレット等の配布、安全講習会への市民の参加等により連携を強め、継続的かつ総合的な対策として取り組みを推進することが必要である。